

# 令和7年度 特別支援教育就学奨励費制度のご案内

沼津市教育委員会

## 1 特別支援教育就学奨励費制度とは

特別支援学級等に就学しているお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の収入状況等に応じて、学用品費や給食費など負担された実費の一部を補助する制度です。

## 2 制度の対象となる方

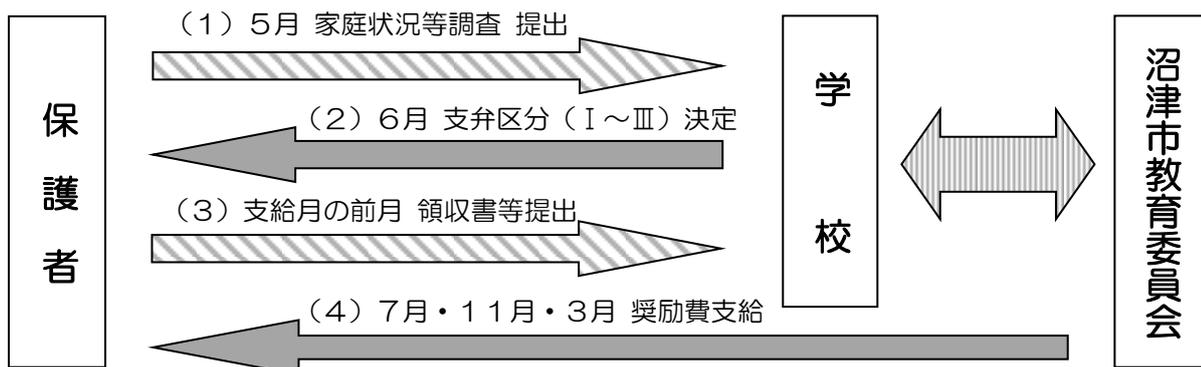
- (1) 沼津市立の小学校または中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度（特別支援学校の対象とする障害の程度）に該当する児童生徒の保護者

※なお、以下の方は、対象とはなりません。

- ・生活保護を受けている。
- ・就学援助を受けている。
- ・お子さんが児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所または入院し、当該施設において、就学における措置費または給付を受けている。

## 3 申請から受給までの流れ(令和7年度予定)

- (1) 制度の対象となるすべての方に家庭状況等調査への回答を学校から依頼します。  
受給を辞退したい場合には、調査への回答は不要ですが、辞退届の提出が必要です。
- (2) 支弁区分(=支給対象費目及び支給金額の基準となるもの)が前年の世帯所得や世帯員の構成に基づいてⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに決定されます。その際、保護者に調書への署名(または記名押印)と奨励費の振込先口座情報の提出を学校から依頼します。
- (3) 負担された実費を確認するため、支給月の前月頃に領収書等の資料の提出を求めます。  
※資料が必要な費目は、学用品・通学用品費、新入学学用品費等、通学費(定期代)のみ
- (4) 教育委員会から保護者の預金口座へ奨励費を支給します。
  - ・第1回支給:7月……新入学学用品費等(新一年生のみ)、通学費(定期代)
  - ・第2回支給:11月…前期分(学用品費等の4~9月分)
  - ・第3回支給:3月……後期分(学用品費等の10~3月分)、通学費(定期代・自家用車)



#### 4 特別支援教育就学奨励費の支給金額(令和7年度予定)

支給対象費目	小学校 [支弁区分 I・II]	中学校 [支弁区分 I・II]	小・中学校 [支弁区分 III]
学用品・通学用品費 ※1 (給食用品、体育用品、筆記用具、通学用靴、上履等)	実費の1/2 <上限5,820円>	実費の1/2 <上限11,370円>	支給なし
新入学学用品費等(新一年生) ※1 (ランドセル、制服等新入学に際し必要なもの)	実費の1/2 <上限25,555円>	実費の1/2 <上限30,490円>	支給なし
校外活動費(宿泊を伴うもの) (宿泊費、交通費及び見学料)	対象経費の1/2 <上限1,845円>	対象経費の1/2 <上限3,105円>	支給なし
校外活動費(宿泊を伴わないもの) (交通費、見学料)	対象経費の1/2 <上限800円>	対象経費の1/2 <上限1,155円>	支給なし
修学旅行費 (交通費、宿泊費等参加者が一律に負担する経費)	対象経費の1/2 <上限10,790円>	対象経費の1/2 <上限28,860円>	支給なし
学校給食費	実費の1/2 <上限25,328円>	実費の1/2 <上限30,250円>	支給なし
通学費(公共交通機関の定期代) ※2	定期券代実費	定期券代実費	実費の1/2

※1 学用品・通学用品費及び新入学学用品費等を受給する場合には、領収書等(購入日、品名、金額がわかるもの。また、クレジットカード等のキャッシュレス決済をした場合においては、これに加えて購入履歴及び預金口座からの引き落としがわかるもの)の提出が必要です。

※2 通学費は、定期代のほか児童生徒の状況により自家用車通学が必要であると学校長が認める場合には、自宅-学校間の最短距離に応じて市の規定する基準額を元に支給します。

(最大10カ月分・登下校いずれかのみ送迎の場合は半額)

【通学費(自家用車)の基準額の例】

学校-自宅間の距離	支給月額
1.5km未満	2,000円/月
1.5km以上3.0km未満	3,400円/月
3.0km以上4.0km未満	4,700円/月
4.0km以上6.0km未満	6,100円/月
6.0km以上8.0km未満	7,500円/月

※以下の場合は通学費の支給対象外です

- ・保護者等の通退勤途中の送迎の場合
- ・常態的に送迎がされない場合
- ・自己都合により校区外から通学する場合
- ・生計が同一でない者が送迎する場合
- ・兄弟姉妹で支給が重複する場合等

※ 上限額は改定になる場合があります。

#### 5 就学援助制度について(参考)

就学援助制度は、特別支援教育就学奨励費と同様に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度で、特別支援教育就学奨励費制度における支弁区分Iに相当する方が認定対象になります。特別支援教育就学奨励費と重複して受給することはできませんが、支援内容は通学費以外の費目で有利になります。詳細については、下記お問い合わせ先まで御相談ください。

#### 6 お問い合わせ

沼津市立 各小学校・中学校 または 沼津市教育委員会 学校管理課 055-934-4805

(令和7年4月1日から学校管理課は学校施設課へ課名変更になります。)